

群馬産業技術センター自家用電気工作物保安管理業務契約書(案)

群馬県立群馬産業技術センター(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)
とは、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下
「保安管理業務」という。)の委託について、次のとおり契約を締結する。なお、本委託契約の履
行細目は別紙1「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目書」(以下「細目書」)に定める
電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとする。

(契約対象自家用電気工作物の概要)

第1条 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- (1)事業場の名称 群馬産業技術センター
- (2)事業場の所在地 群馬県前橋市亀里町884-1
- (3)需要設備 設備容量 4,400キロボルトアンペア
受電電圧 6,600ボルト
- (4)非常用発電装置 定格容量 300キロボルトアンペア
定格電圧 6,600ボルト
- (5)発電所 設備容量 110キロボルトアンペア
発電電圧 200ボルト(太陽電池発電所)

2 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託業務の内容)

第2条 甲が乙に委託する保安管理業務は、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用
に関する保安の監督に係る業務とし、細目書に基づき行うものとする。

- (1)甲は、第1条の事業場について乙の保安管理業務を実施する者(以下「保安業務担当者」と
いう。)と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを
確認すること。
- (2)乙の保安業務担当者は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証
明書を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された
保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3)乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提
出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (4)乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場
合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとる
べき措置について甲に指示又は助言すること。
- (5)乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受け
て、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置
について甲に指示又は助言すること。
- (6)乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び
試験を行い、その結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に
適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助
言すること。

甲は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

- (7)乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは東京電力株式
会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指
示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は臨時点検を行い、その原因が判明した
場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこ
と。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対し、電気事故
報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
- (8)電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する電気工
作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機
器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、
乙は、その記録の確認を行う。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととする。このほ

- か、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。
- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する自家用電気工作物
- ア 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
- (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する場合に設置される自家用電気工作物
- ア 立入に危険を伴う場所
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所
 - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (3) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとする。

(点検の頻度及び点検項目)

第3条 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

- (1) 月次点検 毎月1回
- (2) 年次点検 毎年1回
- (3) 臨時点検 必要な都度

【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 <引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等 <受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等 <受・配電盤> <接地工事> 接地線、保護管等 <構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断機の連動作試験
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動作試験、自動始動・停止試験 運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

【内燃力発電所・ガスタービン発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
<発電設備> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
<配電盤等> 遮断器、開閉器、変圧器、制御装置、保護継電器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験
<燃料供給装置等> 貯蔵・供給装置	接地線等の保安装置の取付け状態 運転中の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)の異常の有無	
冷却・排熱回収設備	<測定項目> 電圧、電流等測定	
発電設備の建物・室、キュービクルの金属箱、給・排気設備	B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	

【太陽電池発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
太陽電池アレイ	<外観点検>	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、単独運転検出機能の確認、指示計器の状態
接続箱	電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	
パワーコンディショナー	機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無	
系統保護装置	接地線等の保安装置の取付け状態	

【風力発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
<発電設備> 発電装置(風車)、支持工作物、電気系統、運転制御装置	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験
蓄電池設備	<外観点検> 異音、異臭、損傷、汚損等の有無配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
 - ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
 - ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。
- 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
 - 乙は、(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがないか、点検を行うこととする。
 - 低圧回路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50mAとする)以上の漏えい電流が発生している旨の警報を(以下「漏えい警報」という。)連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととする。
 - 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
 - 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

(監視装置の設置)

第4条 第1条に掲げる自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙は低圧電路の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」という。)を設置する。

(委託手数料)

第5条 委託手数料は、金〇〇〇〇〇〇〇円とする。(うち消費税及び地方消費税の額は、金〇〇〇〇〇〇円)

内訳は別表「支払計画表」に記載する。

2 細目書第1条第1項第6号から第7号に掲げる業務に対する手数料は、別に乙の定める規定により、その都度算定し、甲に協議する。

(支払条件等)

第6条 乙は、各四半期の業務終了後15日以内に該当期間の実施した委託業務に関する報告書を甲に提出するものとする。ただし、3月までに実施した分は3月31日までに提出するものとする。

2 乙は、半期経過後に別表「支払計画表」に記載された、それぞれ6か月分の委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、委託料請求書を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

4 甲の乙に対する支払いは、原則として乙の指定する金融機関に払い込むものとし、払込日をもって支払われたものとする。

5 契約が消滅又は変更した場合は、必要に応じて委託手数料を精算するものとする。

(契約保証金)

第7条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理方法)

第8条 乙は、細目書により、契約の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2 乙は、本件業務が別に定める仕様書に適合するものであると確認する。

(従事者)

第9条 乙は、委託業務を行うに当たり、委託業務に直接従事させる者(以下「従事者」という。)は、電気事業法施行規則に規定する要件に適合する者をあてる。

2 甲は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不適当と認める者があるときは、その理由を明示して従事者の交替を乙に求めることができる。

3 乙は、従事者が都合により勤務することができなくなったときは、前日までにその旨及びその交替者の氏名を連絡しなければならない。

(作業機材の負担区分)

第10条 委託業務の実施に要する機械、機器及び材料は、すべて乙の負担とする。

(光熱水費の負担区分)

第11条 委託業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は、甲の負担とする。

2 乙は、前項に掲げる経費を最小限にとどめるようにしなければならない。

(臨機の措置)

第12条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

3 乙は異常事態を発見したとき及びおそれがあるときは、甲にその旨を緊急連絡するとともに、直

ちに適切な処置を講じなければならない。

(調査等)

第13条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部又は一部を再委託することができない。

(解除等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。
 - (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第17条 乙が、第15条第2項並びに第16条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、

年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第18条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(秘密の保持)

第20条 乙又は乙の業務員は、業務上知り得た甲の秘密又は業務事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約を解除した後においても同様とする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲

群馬県前橋市亀里町884-1
群馬県立群馬産業技術センター
所 長 ○○○○○○

乙

○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○○○○○

支払計画表

	金 額 (円)	消費税額 (円)	合 計 (円)	請求額 (円)
4 月分				
5 月分				
6 月分				
7 月分				
8 月分				
9 月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1 月分				
2 月分				
3 月分				
年額				